

る。産業別聯合会規約第10条に「本会、産業別聯合会大会に於て決定するものとする。但し中央評議委員会承認を得るを要す。」

### 第三章 機関

#### 第一節 総則

#### 第十九條

本会、地方の機関を置く。

- ① 決議機関。——全国大会、中央評議委員会、地方評議委員会、地方評議委員会、産業別聯合会全国大会、産業別聯合会中央評議委員会、産業別聯合会地方大会、産業別聯合会地方評議委員会、組合大会。
  - ② 執行機関。——中央執行委員会、地方評議会執行委員会、産業別聯合会中央執行委員会、産業別聯合会地方執行委員会、組合執行委員会。
  - ③ 協議機関。——全国産業別協議会、地方産業別協議会、地方協議会。
- 同一決議機関は、各決議機関の同一異りたる決議は、同一場台は、全国大会若しくは中央評議委員会の指示に従ふべきもの

#### 第二十條

とす。

#### 第二節 決議機関

(A) 全国大会

#### 第二十一條

全国大会をもちて該評議会の最高決議機関とす。

#### 第二十二條

全国大会は加盟各組合より選出さるべき代表議員および本部員(中央評議員、中央執行委員、中央執行委員会所屬の各種専門部員)をもちて構成す。

#### 第二十三條

但し本部員は發言権のみを有す。

加盟各組合は尤の比率に従ひ、全国大会に代表議員を派遣するものとする。

#### 第二十四條

① 組合員数三百名以下の組合 二名  
② 二百名以上五百名を増す毎に 一名増員

#### 第二十五條

① 所屬組合員総数一千名以下 二名  
② 一千名以上は千名を増す毎に 一名増員

産業別聯合会は尤の比率に従ひ、全国大会へ代表議員を派遣するものとする。

① 所屬組合員総数一千名以下 三名